

「戦略的基盤技術高度化支援事業（プロジェクト委託型）」
基本計画

イノベーション推進部

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

① 政策的な重要性

我が国の中小企業及び組合等（以下「中小企業者等」という。）は、特定の技術分野においては、その精度やスピード等の面で他国に比して極めて高度な水準を実現していることから、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなっている。中小企業者等が担っているこうした技術が、大企業の活動にとって必要不可欠なものとなっており、一層激しさが増すと予想される国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位性を確保するとともに、新たな事業の創出を通じて、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、国、公的研究機関及び大学、中小企業者等が一体となり、中長期的な視点に立って、技術開発を行うことが不可欠となっている。

② 我が国の状況

中小企業者等は、大企業が参入しないようなニッチマーケットなどにおいてもリスクを取りつつ、機動的に事業化を図るなど、イノベーションの創出への貢献が期待されている。他方、中小企業者等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためにはそのみでは不十分な状況もある。

このため、中小企業者等が、優れた技術シーズを有する研究機関から技術等の移転を受けて実用化に向けた研究開発を実施することや、中小企業者等が保有する技術を研究機関の能力を活用して迅速に実用化に結実させることを通じて、中小企業者等が技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを促進していくことが重要である。また、こうした連携による技術開発を推進することにより、研究機関の橋渡し機能の強化を図ることが重要である。

③ 世界の取組状況

ドイツでは、ニッチマーケットで極めて高い世界シェアを獲得する地域の中小企業者等が多く存在する。これらの中小企業者等と、地域の研究機関や、大学等がネットワークを構築し、研究機関等が有する優れた基盤技術を中小企業者等に橋渡しすることによって、グローバル市場で競争優位を発揮できる技術力の獲得や実用化に結びつけている。

④ 本事業のねらい

本事業では、我が国において重要な技術開発分野として、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）及び科学技術イノベーション総合戦略（平成26年6月24日閣議決定）に基づく政策課題を解決するための技術開発テーマの中から、中小企業者等の創意によって提案される技術開発を支援することとし、その技術を迅速かつ着実に実用化するために、橋渡し機能を有する公的機関の参画を必須とす

ることにより、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新や公共調達への参画等を実現することをねらいとする。

(2) 制度の目標

① アウトプット目標

委託事業終了後、①研究開発終了時点における研究開発達成度が50%以上、②事業終了5年経過時点での事業化達成率が50%以上、③事業終了5年経過時点での総売上累計額が総予算投入額の150%以上、④事業終了8年経過時点での成果波及効果が総予算投入額の5倍以上であることとする。

また、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者を活用した事後評価について、技術的成果、事業化見通し等を評価項目とし、6割以上が『順調』との評価を得る。

② アウトカム目標

本事業の取組により、革新的な技術を有する研究開発型中小企業の創出・育成と、研究機関等の橋渡し機能の一層の強化を目標とする。

③ アウトカム目標達成に向けての取組

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、橋渡し研究機関との共同研究を実施する地域の中小企業者等への支援に加えて、有望案件の発掘・ブラッシュアップを行うとともに、展示会・ビジネスマッチング等の開催、関係機関への紹介等事業化支援ツールの活用も含め、シームレスな支援を実施する。

(3) 制度の内容

① 制度の概要

本事業では、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）及び科学技術イノベーション総合戦略（平成26年6月24日閣議決定）に基づく政策課題を解決するための技術開発テーマのうち、国が提示する以下のテーマについて実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発を行う中小企業者等と橋渡し研究機関で構成されるコンソーシアムに対して支援を行う。

ただし、対象事業は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って作成され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発に限る。

【平成27年度募集時のテーマ】

- テーマ1： クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に資する技術
- テーマ2： 国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現に資する技術
- テーマ3： 世界に先駆けた次世代インフラの構築の実現に資する技術
- テーマ4： 産業競争力の源泉としてのICT（情報セキュリティ、ビッグデータ解析、ロボット、制御システム技術等）、ナノテクノロジー（デバイス・センサや新機能材料）、環境技術（地球観測技術や資源循環等）に関する技術

【平成28年度募集時のテーマ】

- テーマ1： IoT、AI等を活用した「超スマート社会」の実現のための技術
- テーマ2： エネルギー、資源及び食料の安定的な確保又は地球規模問題への対応技術
- テーマ3： 超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能で安全・安心な社会の実現のための技術
- テーマ4： 国家戦略上重要なフロンティア開拓に資する技術

② 委託対象事業者

委託対象事業者は、以下の要件を満たすことが必要である。

- イ) 法認定を受けた中小企業者等及び協力者（研究開発の実施者に限る。）が全て含まれること。
- ロ) 中小企業者等は以下の要件を満たす橋渡し研究機関との共同研究を行うこと。

【橋渡し研究機関の要件】

以下の1.及び2.の両方を満たすこと。

1. 国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関若しくは大学共同利用機関法人に該当する公的研究機関、大学又は高等専門学校であって、日本国内に立地するものであること。
 2. 以下のア)～オ)の取組のすべてを既に実施している、又は、近い将来（概ね1年以内）に取組を実施する予定であること。
 - ア) 橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけていること。
 - イ) 職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなどにより、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みを整備していること。
 - ウ) 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析すること等を通じて産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みを整備していること。
 - エ) 貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みを整備していること。
 - オ) 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱いについての検討体制や契約書のひな形等の規程類を整備していること。
- ※ 「橋渡し業務」とは、中小企業者等に当該研究機関が有する技術シーズを移転することでビジネスにつなげることや、中小企業者等が保有する技術を当該研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新等を実現する業務のことをいう。
- ハ) 「①制度の概要」で示したテーマについて、研究開発・試作品開発に係る目標の達成及び研究開発、試作品開発の遂行に必要な組織、人員を有していること。
 - ニ) 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有していること。

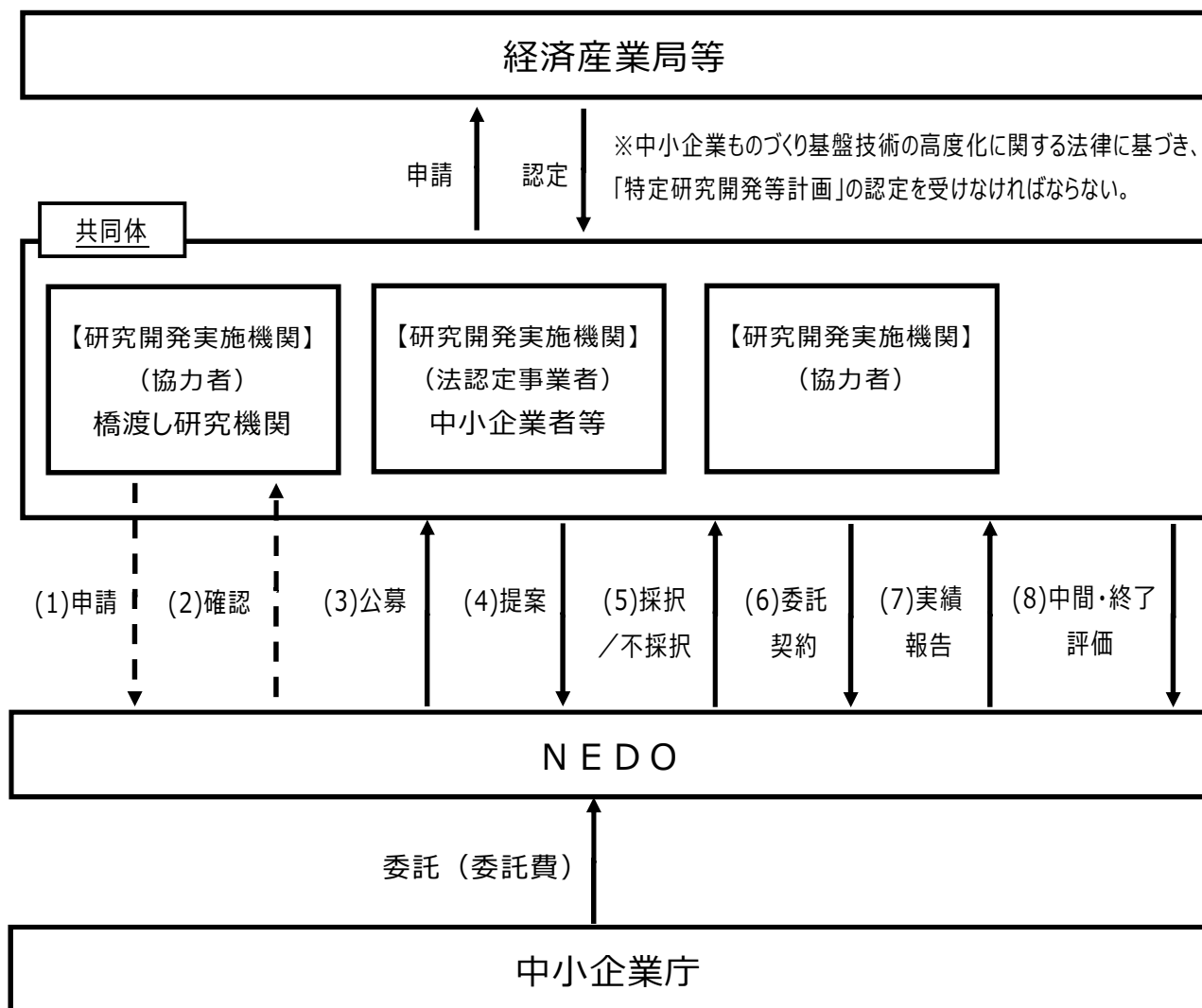
- ③ 研究開発テーマの実施期間
2年度間又は3年度間

- ④ 研究開発テーマの規模・NEDOの負担率
年間1億円以内（下限は1,000万円）
NEDOの負担率 100/100

2. 制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本事業は、NEDOが、共同研究を行うために構築した中小企業者等と橋渡し研究機関のコンソーシアムから公募によって研究開発実施者を選定し委託により実施する。



(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省及び中小企業庁と密接な関

係を維持しつつ、本制度の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、NEDOに設置される技術検討委員会等における外部有識者の意見を運営管理に反映させる。

具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

① 研究開発テーマの公募・採択

イ) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1か月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。

ロ) 応募された研究開発テーマについては、公募要領に合致する応募を対象に、ピアレビューによる書面審査及び提案者によるプレゼンテーション審査を実施するとともに、NEDO内部の契約・助成審査委員会等を経て、委託事業を5件程度選定する。なお、書面審査及びプレゼンテーション審査は、それぞれ審査基準を設定し、技術面及び事業化面から評価を実施する。

ハ) 公募締切から70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る。

ニ) 採択案件については、提案者、テーマの名称等をホームページで公表する。また、不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。

② 研究開発テーマの管理

委託事業の実施者に対しては、NEDOによる経理指導や中間検査等の資金管理・技術開発の進捗管理の他、必要に応じて、カタライザーによる専門的な視点からのアドバイスを実施する。

③ 研究開発テーマの評価

NEDOは、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義、将来の産業への波及効果等について、外部有識者による厳正な技術評価を適時適切に実施するとともに、その評価結果を踏まえ必要に応じて研究開発テーマの加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策等がないものは原則として中止する。

3. 制度の実施期間

本制度は、平成27年度から実施する。

4. 制度評価に関する事項

本事業は経済産業省からの委託事業であるため、制度評価は経済産業省において、適切な時期に実施される。

5. その他の重要事項

(1) 研究開発成果の取扱い

① 研究開発成果の普及

得られた研究成果については、NEDO、実施者とも普及に努めるものとする。

② 取得財産の帰属、管理等取扱い

委託業務の実施により取得した財産について、所有権は経済産業省に帰属する。実施事業者は、委託業務完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、NE

DOの指示に従って処分しなければならない。なお、NEDOは指示を行う際に中小企業庁と協議を行うものとし、処分の過程で国に返納の必要が生じた際には、速やかに対応するものとする。

③ 知的財産権の帰属、管理等取扱い

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書」第25条の規定等に基づき、原則として、全て委託先に帰属させることとする。

(2) 基本計画の変更

NEDOは、制度の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、制度内容、実施方式等、基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(3) 根拠法

本制度は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第2号及び9号並びに中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき実施する。

6. 基本計画の改訂履歴

- (1) 平成27年4月、制定。
- (2) 平成28年3月、国の制度名称変更に伴い、制度名称（革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型））の変更及び制度の概要（国が提示するテーマ）見直し等の理由により改訂。
- (3) 平成29年3月、4. 制度評価に関する事項の記載の修正等の理由により改訂。